不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>公表</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部建築審査課建築審査係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>埼玉県福祉のまちづくり条例第２３条
　知事は、特定生活関連施設設置者が前条第１項の勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
２　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該特定生活関連施設設置者に意見を述べる機会を与えなければならない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定（　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>